		日号外	ページ
	○総務省、農林水産省、国土交通省		
六	過疎地域自立促進特別措置法第三十三条第一項の規定により過疎地域とみなされる市町村の区域を公示する件	二六	六
	○政治資金適正化委員会		
五〇	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	一五	二
五一	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	一五	二
五二	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	二九	二
五三	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件	二九	二
五四	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に変更登録した者を公告する件	二九	二
五五	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	二九	二
	○法務省		
四一八	日本国に帰化を許可する件	二	二
四一九	除籍が滅失した件	五	一
四二〇	日本国に帰化を許可する件	五	一
四二一	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	七	四
四二二	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	七	四
四二三	戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件	七	四
四二四	日本国に帰化を許可する件	七	四
四二五	法務大臣が指定する電子署名の方式等に関する件の一部を改正する件	八	二
四二六	除籍が滅失した件	九	三
四二七	〃	一二	二
四二八	戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件	一四	四
四二九	日本国に帰化を許可する件	一四	四
四三〇	除籍が滅失した件	一五	三
四三一	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件	一五	三
四三二	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件	一五	三
四三三	信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件	一六	七
四三四	除籍が滅失した件	一六	八
四三五	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	一六	八
四三六	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件	二〇	二
四三七	戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件	二一	一
四三八	日本国に帰化を許可する件	二一	一
四三九	原戸籍の一部が滅失した件	二六	六
四四〇	戸籍が滅失した件	二六	六
四四一	戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件	二八	二
四四二	日本国に帰化を許可する件	二八	二
四四三	〃	二九	二
四四四	不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件	三〇	三
四四五	除籍が滅失した件	三〇	四
四四六	公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件	三〇	四
	○外務省		
四四七	円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件	二	三
四四八	円借款の供与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二	三
四四九	カッサラ市給水計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とスーダン共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二	四
四五〇	返納を命じた旅券を無効とする件	二	四
四五一	円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とタイ王国政府との間の口上書の交換に関する件	五	二